

平成29年6月

伊那市議会定例会議案
関係資料

平成29年6月5日

平成29年6月伊那市議会定例会議案関係資料目次

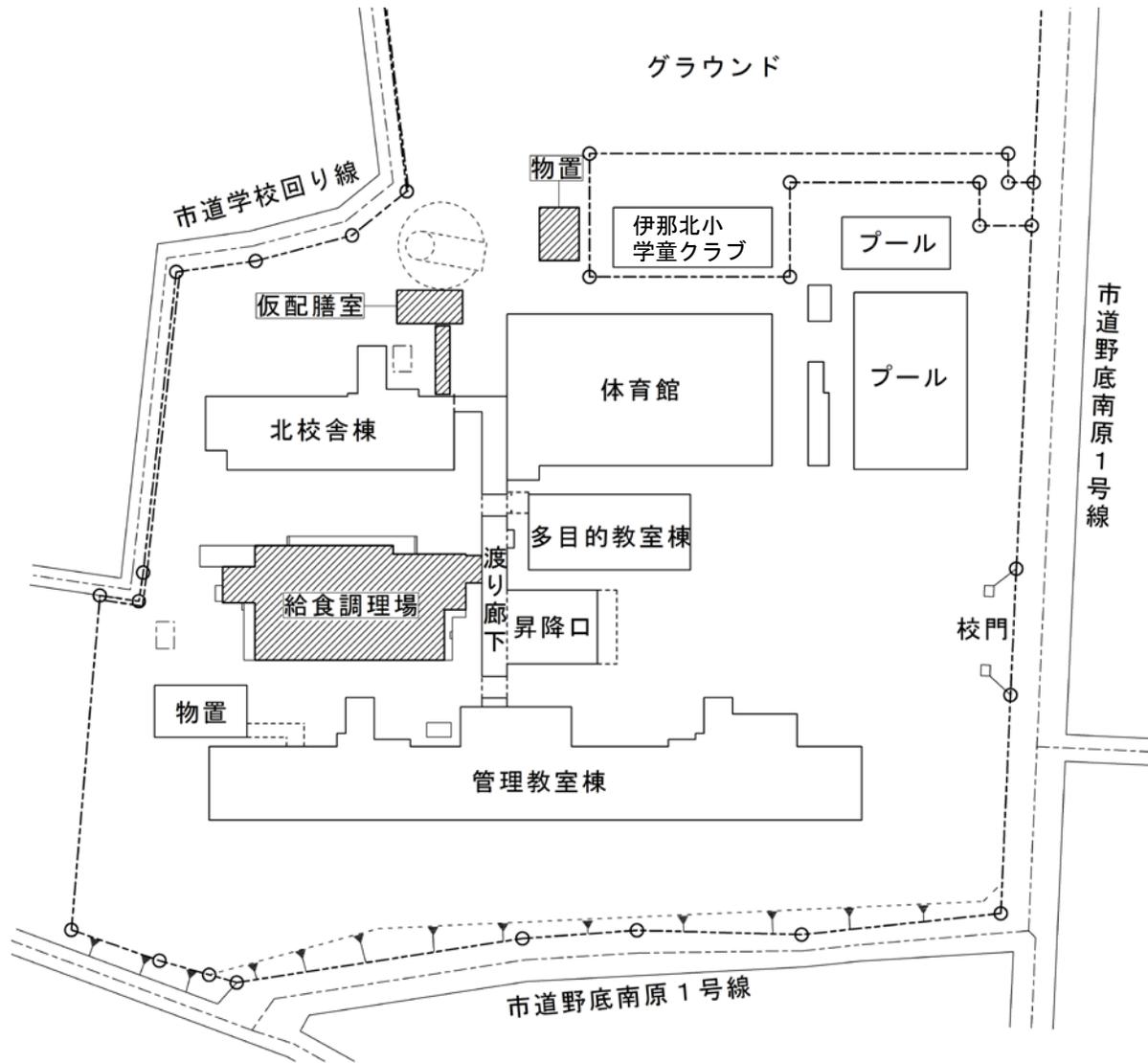
議案第1号関係資料(1)	伊那北小学校給食調理場改築工事説明資料……………	3
議案第1号関係資料(2)	伊那北小学校給食調理場改築建築工事配置図……………	4
議案第1号関係資料(3)	伊那北小学校給食調理場改築建築工事平面図……………	5
議案第1号関係資料(4)	伊那北小学校給食調理場改築建築工事立面図……………	6
議案第2号関係資料	鳥居沢工業団地産業用地位置図……………	7
議案第3号関係資料	市道路線認定位置図……………	8
議案第4号関係資料(1)	市道路線廃止位置図……………	9
議案第4号関係資料(2)	市道路線変更位置図……………	10
議案第4号関係資料(3)	市道路線変更位置図……………	11
議案第5号関係資料(1)	市道路線廃止位置図……………	12
議案第5号関係資料(2)	市道路線変更位置図……………	13
議案第6号関係資料(1)	伊那市情報公開条例新旧対照表……………	14
議案第6号関係資料(2)	伊那市個人情報保護条例新旧対照表……………	15
議案第7号関係資料	伊那市田舎暮らしモデルハウス条例新旧対照表……………	17
議案第8号関係資料	伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表……………	20
議案第9号関係資料	伊那市体育施設条例新旧対照表……………	22

議案第1号関係資料(1)

伊那北小学校給食調理場改築工事説明資料

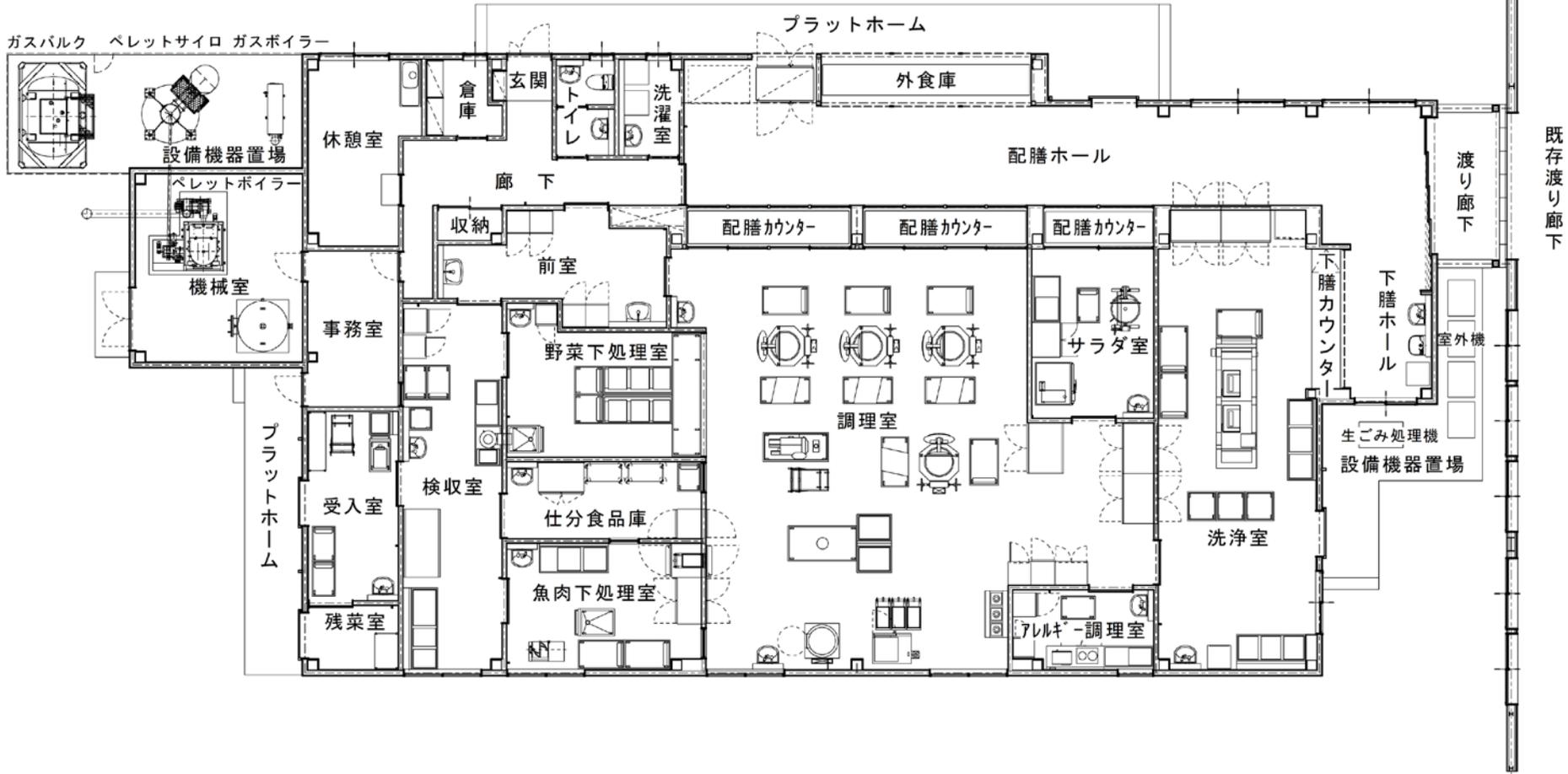
工 事 名		伊 那 北 小 学 校 給 食 調 理 場 改 築 工 事		
工種、金額 及び 相手方	工 種	金 額		相 手 方
	建 築 工 事	153,900,000円 (内消費税 11,400,000円)		西武建工株式会社 代表取締役 春日 貞秋
	電 気 設 備 工 事	37,108,800円 (内消費税 2,748,800円)		株式会社伊那エンジニアリング 代表取締役 田中 和俊
	機 械 設 備 他 工 事	101,498,400円 (内消費税 7,518,400円)		エビヤ鉄工設備株式会社 代表取締役 鈴木 正比古
	合 計	292,507,200円 (内消費税 21,667,200円)		
工 事 概 要	構 造 鉄骨造り 平屋建て 延べ床面積 463.95㎡ 部 屋 構 成 調理室、アレルギー調理室、サラダ室、受入室、倉庫、検収室、下処理室（野菜、魚肉）、仕分食品庫、洗浄室、配膳ホール、配膳カウンター、下膳ホール、下膳カウンター、前室、洗濯室、トイレ、事務室、休憩室、機械室ほか			
工 事 期 間	契約の日から平成30年3月30日まで			
予 算	総事業費	303,500,000円	主な財源	学校施設環境改善交付金（交付率2分の1、3分の1） 合併特例事業債（充当率95%、交付税算入率70%）

伊那北小学校給食調理場改築建築工事配置図



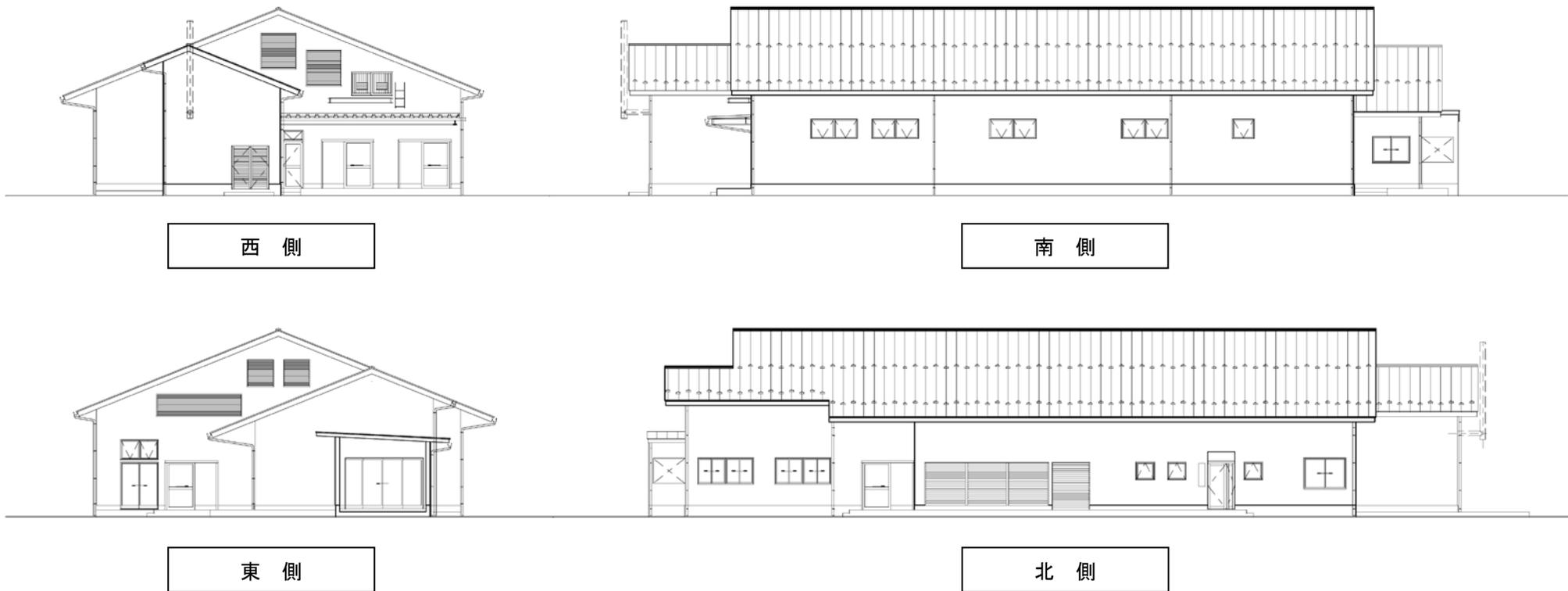
議案第1号関係資料(3)

伊那北小学校給食調理場改築建築工事平面図



議案第1号関係資料(4)

伊那北小学校給食調理場改築建築工事立面図

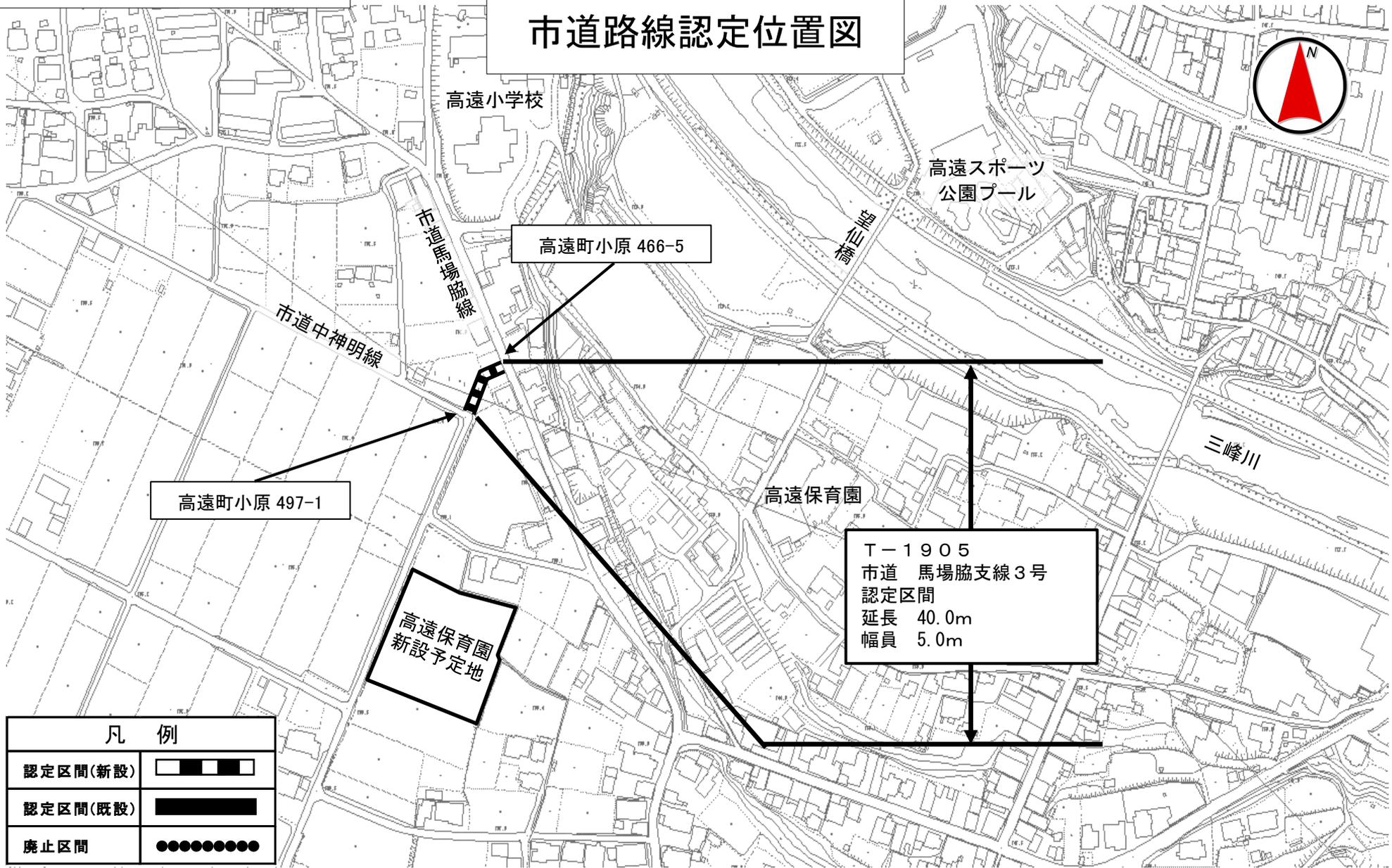


鳥居沢工業団地産業用地位置図



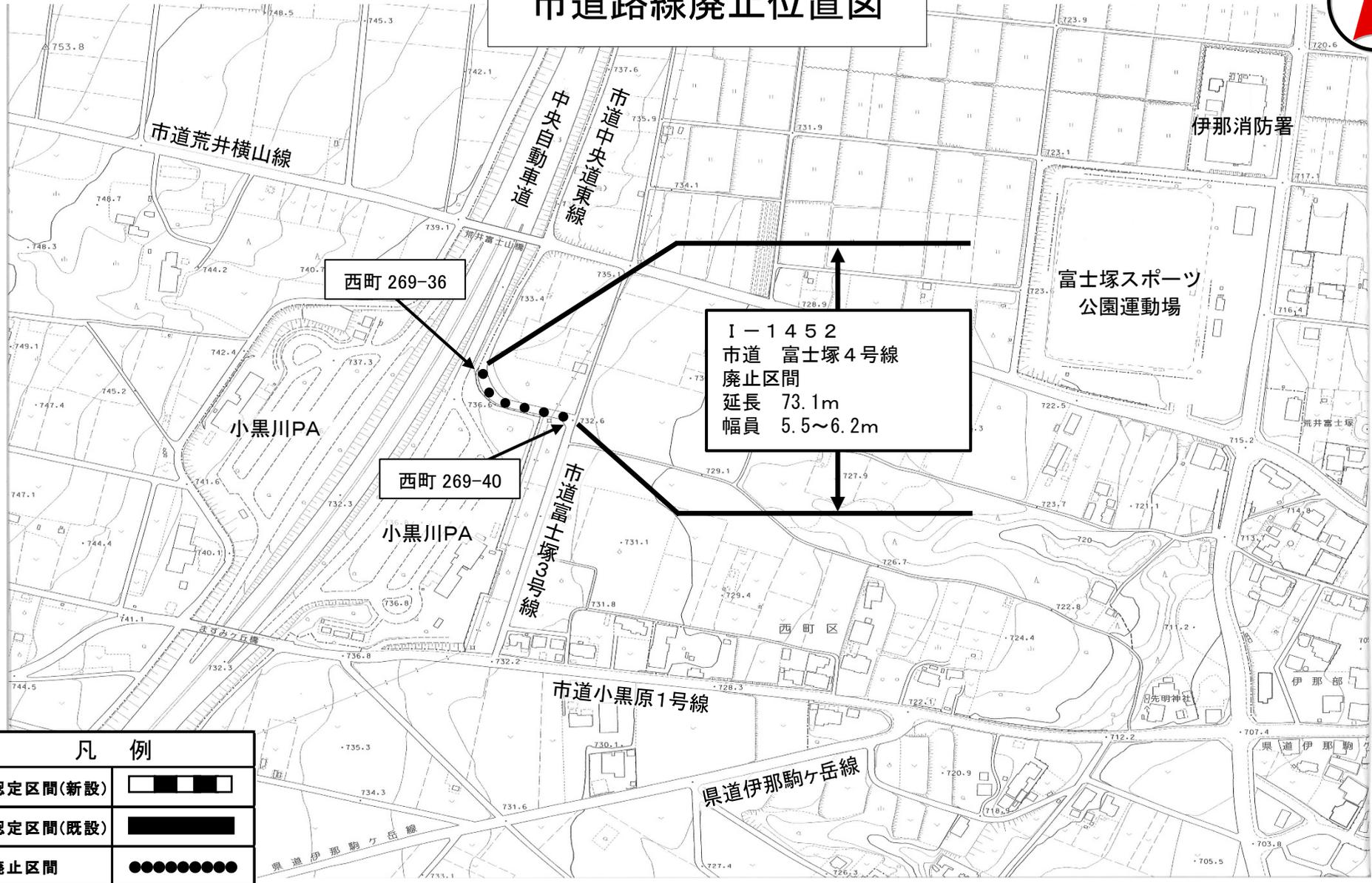
1 提供用地	
団地名及び区画	鳥居沢工業団地D-2-2区画
地番及び地積	①伊那市横山7227番1468 (1,186.08㎡) ②伊那市横山7227番1470 (2,861.70㎡) ③伊那市横山7227番2428 (1,179.42㎡) ④伊那市平沢10960番4 (424.09㎡) (実測面積合計 5,651.30㎡)
売却価格	44,193,166円
2 売却先企業	
企業名	有限会社グループポエンデ
所在地	東京都杉並区上井草4丁目3番22号
資本金	2億4,000万円
代表者	代表取締役 入倉 哲郎
従業員	50人
事業内容	認知症高齢者の入居施設の運営並びに酒類の製造及び販売

市道路線認定位置図



凡 例	
認定区間(新設)	▬▬▬▬▬▬
認定区間(既設)	▬▬▬▬▬▬
廃止区間	●●●●●●●●

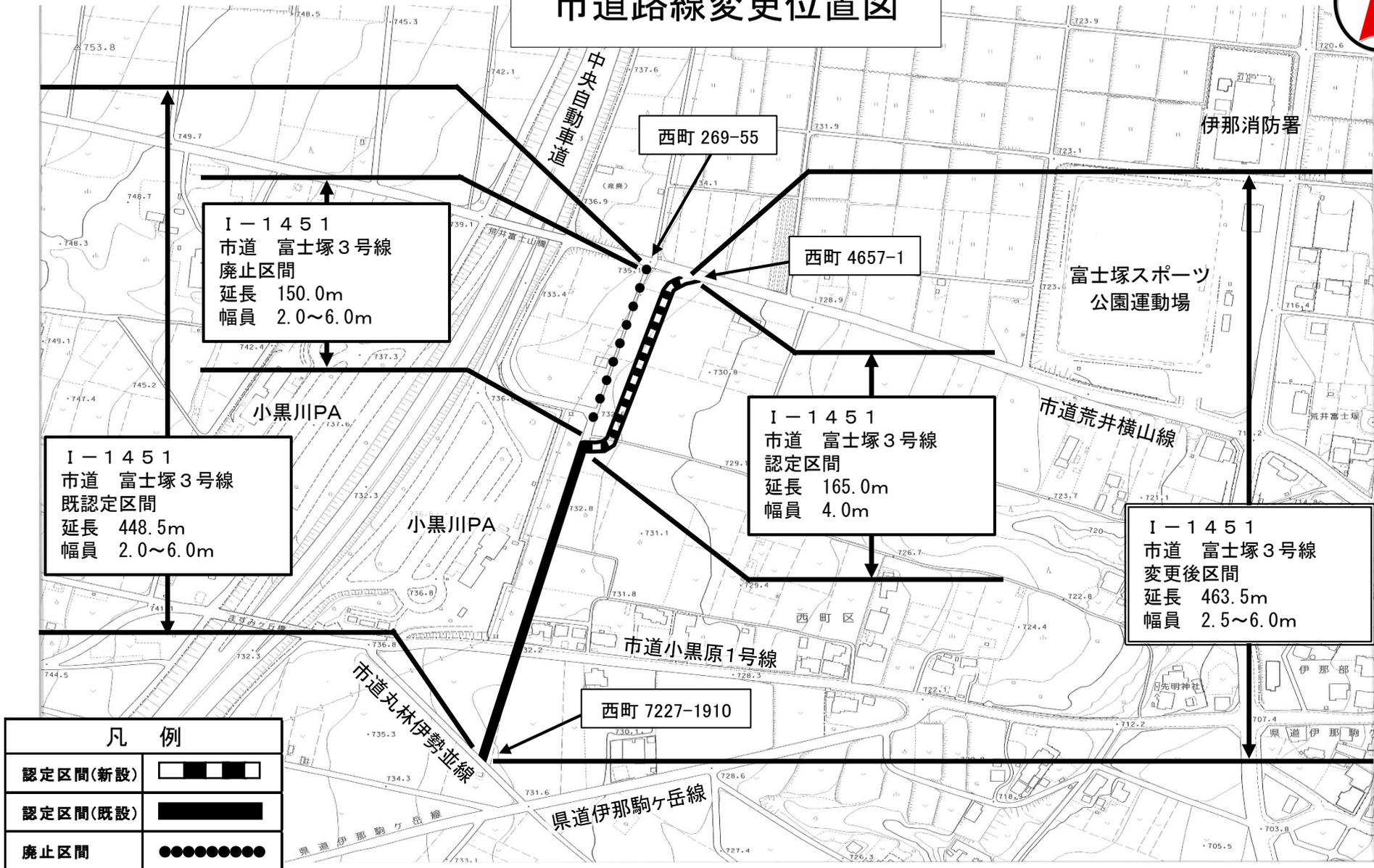
市道路線廃止位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	

議案第4号関係資料(3)

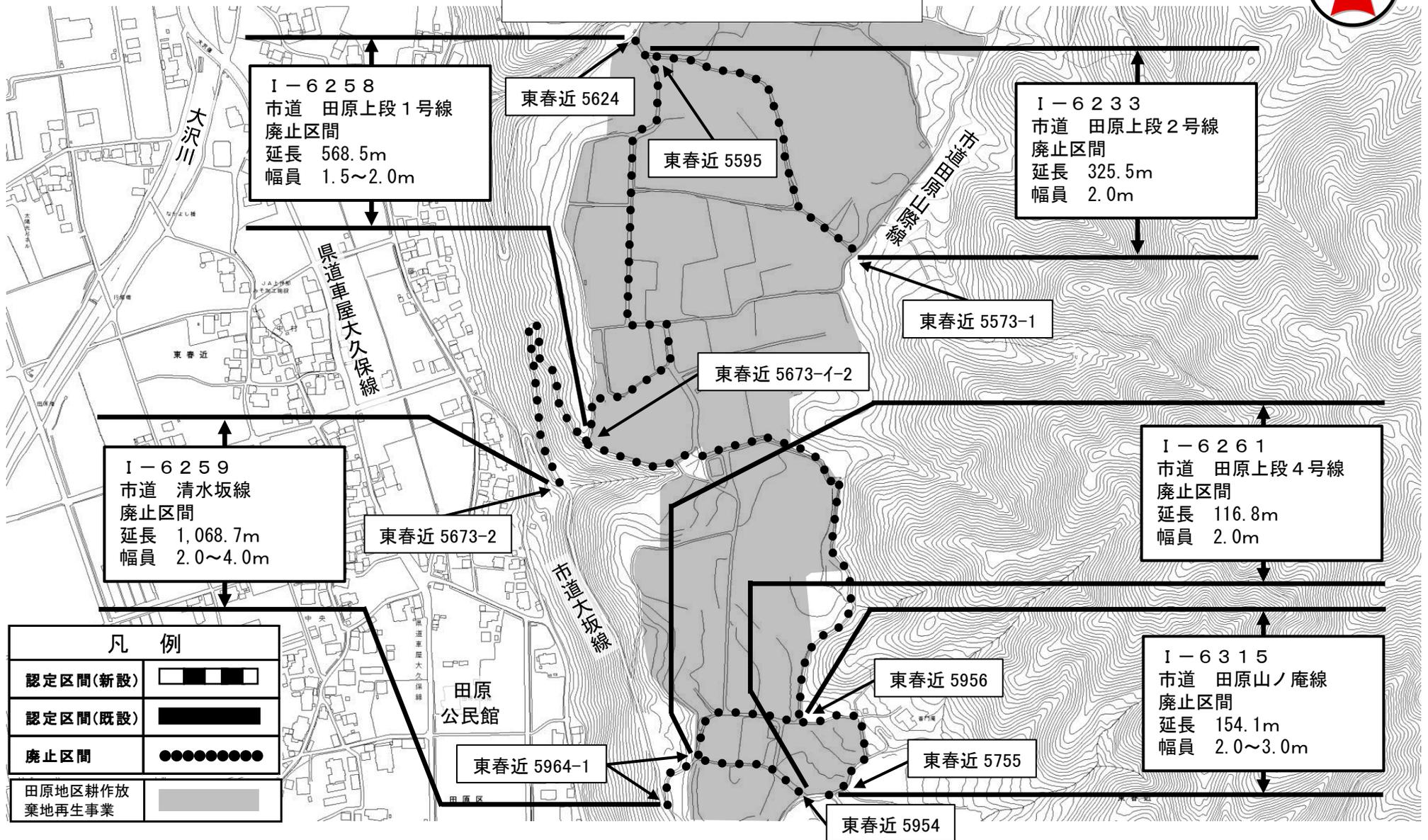
市道路線変更位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	

議案第5号関係資料(1)

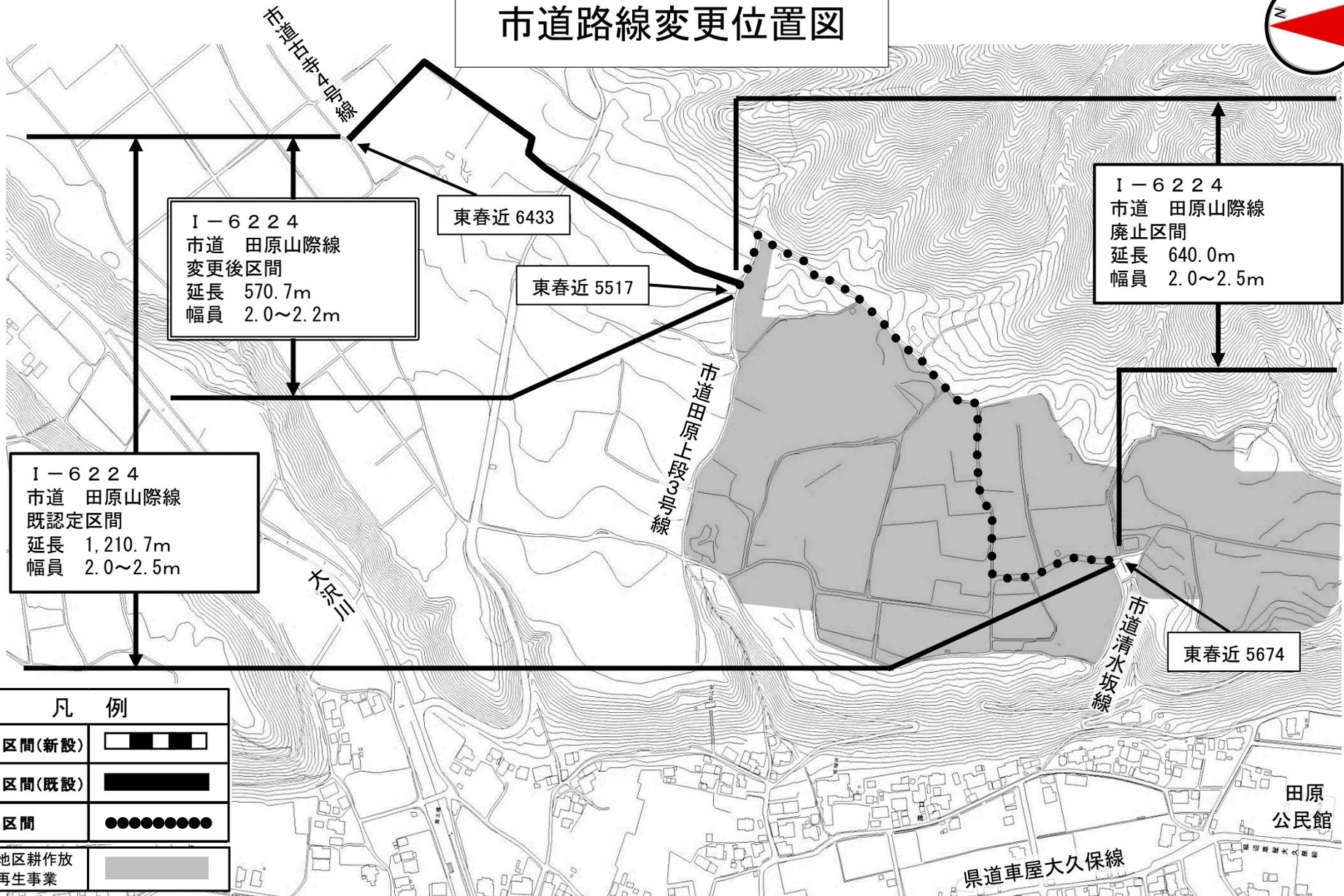
市道路線廃止位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
田原地区耕作放棄地再生事業	

議案第5号関係資料(2)

市道路線変更位置図



I-6224
市道 田原山際線
変更後区間
延長 570.7m
幅員 2.0~2.2m

東春近 6433

東春近 5517

I-6224
市道 田原山際線
廃止区間
延長 640.0m
幅員 2.0~2.5m

I-6224
市道 田原山際線
既認定区間
延長 1,210.7m
幅員 2.0~2.5m

東春近 5674

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
田原地区耕作放棄地再生事業	

議案第6号関係資料(1)

伊那市情報公開条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(開示しないことができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合又は第9条の規定に該当する場合は、当該公文書を開示しないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(開示しないことができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合又は第9条の規定に該当する場合は、当該公文書を開示しないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、<u>図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。</u>)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。))、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(2)～(9) 略</p>

議案第6号関係資料(2)

伊那市個人情報保護条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u>ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u>ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。</u></p> <p><u>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p><u>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p>(4) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じ</u></p>

旧	新
<p>(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略</p>	<p><u>ないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略</p>
<p>(収集の制限) 第7条 略 2 略 3 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等の定めるところにより収集するとき、及び前項第6号に該当するときは、この限りでない。</p>	<p>(収集の制限) 第7条 略 2 略 3 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等の定めるところにより収集するとき、及び前項第6号に該当するときは、この限りでない。</p>
<p>(提出資料の写しの送付等) 第34条の4 審査会は、第34条第2項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式</u> <u>その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録</u>をいう。以下同じ。））<u>にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面</u>）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 2～4 略</p>	<p>(提出資料の写しの送付等) 第34条の4 審査会は、第34条第2項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 2～4 略</p>

議案第7号関係資料

伊那市田舎暮らしモデルハウス条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>(利用期間)</u> 第4条 モデルハウスに宿泊しようとする者（以下「宿泊者」という。）が利用できる期間は、連続した4日の範囲内とする。<u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p><u>(利用期間等)</u> 第4条 モデルハウスに宿泊しようとする者（以下「宿泊者」という。）が利用できる期間は、連続した4日の範囲内とする。 2 <u>宿泊についての利用時間は、利用開始日の午後2時から利用終了日の午前11時までとする。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、モデルハウスの利用できる期間及び利用時間を変更することができる。</u></p>
<p><u>(使用料)</u> 第5条 使用料は、無料とする。<u>ただし、寝具その他宿泊に必要な物品等は、宿泊者が用意するものとする。</u></p>	<p><u>(使用料等)</u> 第5条 宿泊者は、使用料を納付しなければならない。 2 <u>前項の使用料は、1棟1泊につき4,000円とする。</u> 3 <u>第1項の規定による納付は、第8条の規定による利用許可を受けるまでに行わなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</u> 4 <u>宿泊者は、必要に応じ、寝具その他宿泊に必要な物品等を用意するものとする。</u></p>
	<p><u>(使用料の還付)</u> 第6条 <u>既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>
	<p><u>(使用料の減免)</u> 第7条 <u>市長は、特別の理由があると認めるときは、第5条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p>(利用許可)</p>	<p>(利用許可)</p>

旧	新
<p>第6条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>(遵守事項) 第7条 略</p>	<p>(遵守事項) 第9条 略</p>
<p>(利用許可の制限) 第8条 略</p>	<p>(利用許可の制限) 第10条 略</p>
<p>(目的外使用等の禁止) 第9条 略</p>	<p>(目的外使用等の禁止) 第11条 略</p>
<p>(利用許可の取消し等) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。この場合において、利用者に生じた損害については、市長は、その責めを負わない。 (1)～(4) 略 (5) 第8条各号の規定のいずれかに該当したとき。 (6) 略</p>	<p>(利用許可の取消し等) 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。この場合において、利用者に生じた損害については、市長は、その責めを負わない。 (1)～(4) 略 (5) 第10条各号の規定のいずれかに該当したとき。 (6) 略</p>
<p>(原状回復義務) 第11条 略</p>	<p>(原状回復義務) 第13条 略</p>
<p>(損害賠償の義務) 第12条 略</p>	<p>(損害賠償の義務) 第14条 略</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>

旧	新
<u>第13条</u> 略	<u>第15条</u> 略

議案第8号関係資料

伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>にあつては</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日<u>又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日</u>、<u>若しくは診断によって疾病の発生が確定した日</u>において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>にあつては</u>、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日<u>又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日</u>若しくは<u>診断によって疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については、<u>1人につき217円</u>（非常勤消防団員等に第1号に掲げる者が<u>ない場合</u>にあつては、そのうち1人については<u>367円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>には</u>、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日<u>又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日</u>若しくは<u>診断により疾病の発生が確定した日</u>において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合<u>には</u>、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日<u>又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日</u>若しくは<u>診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については<u>333円</u>を、第2号に<u>該当する扶養親族については1人につき267円</u>（非常勤消防団員等に第1号に<u>該当する者が</u>ない場合<u>には</u>、そのうち1人については<u>333円</u>）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については<u>1人につき217円</u>（非常勤消防団員等に第1号に<u>該当する者及び第2号に該当する扶養親族が</u>ない場合<u>には</u>、そ</p>

旧	新
<p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>満15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>のうち1人については<u>300円</u>）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3)</u> <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに<u>15歳</u>に達する日以後の最初の4月1日から<u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下<u>この項において</u>「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>

議案第9号関係資料

伊那市体育施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新							
別表第2 (第8条関係) 1～25 略 26 伊那市民プール (1) <u>プール</u>				別表第2 (第8条関係) 1～25 略 26 伊那市民プール							
		区分				区分					
専用 使用	入場料を徴収 しない場合	午前9時から正午まで		45,000円							
		正午から午後5時まで		75,000円							
	1時間につき		15,000円								
		入場料を徴収する場合		市長が別に 定める額							
個人 使用	入場券	一般、高校生	1人1回につき	600円		個人 使用	入場券	一般、高校生	1人1回につき	500円	
		小中学生	1人1回につき	300円				小中学生	1人1回につき	200円	
	入場回数券	一般、高校生	12回券	6,000円		入場回数券	一般、高校生	12回券	5,000円		
		小中学生	12回券	3,000円			小中学生	12回券	2,000円		
備考 使用時間に1時間未満の端数のあるときは、1時間に切り上げるものとする。											
(2) <u>設備用器具</u>											
		区分		利用料金							
		コースロープ		1組につき		5,000円					
		放送器具		1式につき		2,000円					
備考 各設備用器具は、1日又は1回の単位とする。											
27～29 略				27～29 略							